

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成27年3月24日（火） 8：12～8：33

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣
麻生太郎 国務大臣（副総理、財務大臣、内閣府特命担当大臣）
高市早苗 国務大臣（総務大臣）
上川陽子 国務大臣（法務大臣）
岸田文雄 国務大臣（外務大臣）
下村博文 国務大臣（文部科学大臣）
塩崎恭久 国務大臣（厚生労働大臣）
林芳正 国務大臣（農林水産大臣）
宮沢洋一 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
太田昭宏 国務大臣（国土交通大臣）
望月義夫 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
中谷元 国務大臣（防衛大臣）
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）
竹下亘 国務大臣（復興大臣）
山谷えり子 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
山口俊一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
甘利明 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
有村治子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
石破茂 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：加藤勝信 内閣官房副長官
世耕弘成 内閣官房副長官
杉田和博 内閣官房副長官
横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 9件
- 国会提出案件 18件
- 法律案 8件
- 政令 29件
- 人事 6件
- 配布 2件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。まず、閣議案件について、世耕副長官から御説明申し上げます。

○世耕内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「遺棄化学兵器問題に関する基本方針」について、御決定をお願いいたします。本件は、内閣官房及び内閣府の業務の見直しにより内閣官房遺棄化学兵器処理対策室の業務を内閣府に移管、一元化することに伴い、同問題に対する取組の基本方針を定めるものであります。

次に、「消費者基本計画」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、山口大臣から御発言があります。

次に、「『独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について』の一部改正」について、御決定をお願いいたします。本件は、独立行政法人通則法一部改正法の施行に伴い、各府省評価委員会が廃止されること等を踏まえ、独立行政法人等の退職金の算定ルールを新たに策定するものであります。

次に、「政策評価に関する基本方針の一部変更」について、御決定をお願いいたします。本件は、独立行政法人改革による政策評価に関する委員会の改組に伴い、基本方針中の「政策評価・独立行政法人評価委員会」を「政策評価審議会」に改正するものであります。

次に、予備費の使用について、御決定をお願いいたします。本件は、本年1月以降の大雪に伴う道路の除雪について、地方公共団体が行う幹線市町村道の除雪事業費の補助に要する経費として、約21億円を一般会計予備費から使用するものであります。

次に、「特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告」について、御決定をお願いいたします。本件は、独立行政法人通則法の規定に基づき、本年1月1日現在の特定独立行政法人の常勤職員数を国会に報告するものであります。

次に、「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告」及び「平成26年団体規制状況の年次報告」について、御決定をお願いいたします。本件は、無差別大量殺人団体規制法及び破壊活動防止法に基づき、それぞれ国会に提出するものであります。本件につきましては、後程、法務大臣及び山谷大臣から御発言があります。

次に、質問主意書に対する答弁書15件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律案8件について、御決定をお願いいたします。まず、「地域再生法の一部改正法案」は、地域再生計画の記載事項として、企業等の地方拠点強化に係る事業に関する事項等を追加するとともに、同事業等に対する特別の措置を講ずるものであります。

次に、「内閣の重要政策の総合調整等に関する機能強化のための国家行政組織法等の一部改正法案」は、特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを各省等の任務とし、当該重要政策の総合調整等に関する事務を所掌事務に加えると

ともに、内閣官房から内閣府に、内閣府本府から各省等に事務を移管する等の措置を講ずるものであります。

次に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部改正法案」は、公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、専門的な知識及び技能を有する国の職員を当該公共施設を運営する民間企業等に退職派遣させる制度を創設するとともに、職員の待遇等の措置を講ずるものであります。

次に、「金融商品取引法の一部改正法案」は、適格機関投資家等特例業務を行う者について、一定の欠格事由を定めるとともに、業務の改善・停止命令等の監督上の処分を導入する等の措置を講ずるものであります。

次に、「矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案」は、矯正医官の能力の維持向上の機会を付与すること等により、その人材を継続的かつ安定的に確保するため、兼業の許可等に関する国家公務員法の特例を設ける等の措置を講ずるものであります。

次に、「総合法律支援法の一部改正法案」は、法的援助を要する者の多様化により的確に対応するため、日本司法支援センターの業務に認知機能が十分でない者及び大規模災害の被災者等を援助する業務を追加する等の措置を講ずるものであります。

次に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案」は、国土交通大臣による基本方針の策定について定めるとともに、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設等について定めるものであります。

次に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部改正法案」は、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図るため、災害廃棄物の処理の原則等を定めるとともに、政令指定された災害廃棄物の環境大臣による処理の代行等の措置を定めるものであります。

次に、政令29件について、御決定をお願いいたします。まず、「新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令」及び「事態対処法施行令の一部を改正する政令」は、それぞれの法律に基づく指定公共機関に電気事業法に基づく広域的運営推進機関を追加するものであります。

次に、「国家公務員退職手当法の一部改正法の附則第2条の政令で定める日を定める政令」は、同改正法の施行に伴い、行政執行法人の職員の退職手当について適用される日を本年4月1日と定めるものであります。

次に、「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令」、「証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令」及び「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、警察官、海上保安官の職務協力援助者に対する災害給付及び刑事事件の証人に対する被害給付の給付基礎額及び介護給付の金額を改定するものであります。

次に、警察庁、消費者庁、経済産業省及び防衛省の各組織令の一部を改正する政令は、所掌事務の変更等、所要の改正を行うものであります。

次に、「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、社会保険労務士法の一部改正法の施行に伴い、社会保険労務士が裁判所において補佐人として行う役務の提供等について、特定商取引法の適用除外とするものであります。

次に、「総務省組織令及び政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部を改正する政令」は、行政管理局及び行政評価局の所掌事務を変更するとともに、「政策評価・独立行政法人評価委員会」を「政策評価審議会」に改組する等の改正を行うものであり、「独立行政法人評価制度委員会令」は、独立行政法人通則法の一部改正法の施行に伴い、同委員会の組織及び委員等に関し必要な事項について、定めるものであります。

次に、「住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令」は、出入国管理及び難民認定法の一部改正法の施行に伴い、高度専門職の在留資格を有する外国人住民に係る住民基本台帳カードの有効期間を10年間とする等の所要の規定の整備を行うものであります。

次に、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、国会議員の選挙等に係る投票所経費、事務費等の地域加算について、公務員給与における地域手当の改定等を踏まえ、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、「司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部を改正する政令」は、司法書士試験及び土地家屋調査士試験の受験手数料等の額を改定するものであります。

次に、「国家公務員共済組合法施行令等」及び「地方公務員等共済組合法施行令等」の一部を改正する各政令は、年金等の特例水準の解消や平成26年度に算出された名目手取り賃金変動率等を基準として、平成27年度の年金給付額の算定の基礎となる再評価率等を定めるものであります。

次に、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、在宅就業障害者の就業機会の確保のため、特例調整金等の支給要件を緩和するものであります。

次に、「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令」は、母子福祉資金等の償還違約金の延滞利率を引き下げるものであります。

次に、「障害者総合支援法施行令の一部を改正する政令」は、障害福祉サービスの利用者負担上限月額の軽減等の特例措置を平成30年3月31日まで延長するものであります。

次に、「平成27年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令」は、前期高齢者の給付費の額及び加入率等の全国平均を基準として、平成27年度における同交付金及び納付金の算定率等を定めるものであります。

次に、「年金事業運営改善法の一部の施行に伴う関係政令の整備政令」は、年金記録調査審議機関の意見を社会保障審議会の意見とみなすことができる期限を定める等関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「東日本大震災財特法の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令」は、東日本大震災によって著しい被害を受けている中小企業者等に適用する中小企業信用保険の特例のうち、特定被災区域内の適用期間について平成28年3月31日まで延長するものであります。

次に、「小規模企業活性化法の一部の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令」は、小規模企業者等設備導入資金助成法施行令を廃止する等の関係政令の規定の整理等を行うものであります。

次に、「北方領土問題等解決促進特別措置法施行令の一部を改正する政令」は、認定こども園法の一部改正法の施行に伴い、新たに創設された幼保連携型認定こども園の建物の新築、増改築に関する事業を北方領土隣接地域において国の負担割合の特例の対象となる事業として追加するものであります。

次に、「特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」は、保険会社が自ら引き受ける特定損害保険契約の保険金額の下限を改めるとともに、事故時に国が交付金を交付することとなる特定賠償義務履行担保契約の保険金額の上限を改めるものであります。

次に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、同法の一部改正法の施行に伴い、フロン類排出抑制の推進が技術的に可能なものである指定製品の範囲等を定めるものであります。

次に、「防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、自衛隊教官が昇格をし、又は自衛官が昇任をした場合に決定される号俸の決定基準を改めるとともに、週休日等以外の日における勤務に係る管理職員特別勤務手当の額を定める等を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、ニカラグア国駐箚大使佐藤正晴、タンザニア国駐箚大使岡田眞樹、ガボン国駐箚大使小林正雄、ナイジェリア国駐箚大使庄司隆一、アラブ首長国連邦駐箚大使加茂佳彦、オーストラリア国駐箚大使秋元義孝及びカメルーン国駐箚大使新井勉を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、財務官山崎達雄外1名に米州開発銀行総務会第56回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理等を命ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、早稲田大学政治経済学術院特任教授原田泰を日本銀行政策委員会審議委員に任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、復興庁、防衛省及び防衛施設中央審議会委員の人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、復興庁事務次官原田保夫が退官し、その後任に復興庁統括官岡本全勝を充てるものであります。

次に、四島司外148名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「会計検査院法の規定に基づく報告書」があります。本件は、参議院からの要請に基づき実施した「東京電力の原子力損害賠償に関する国支援等の実施状況」の会計検査の結果について、参議院に報告した旨、会

計検査院から内閣に対し通知があったものであります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「円借款の供与に関する書簡」をフィリピン、ミャンマー、カメルーン及びホンジュラスとの間にそれぞれ交換することについて、御決定をお願いいたします。フィリピンとの書簡は、「洪水リスク管理計画」外1件に約195億円を、ミャンマーとの書簡は、「全国基幹送変電設備整備計画」外1件に約352億円を、カメルーンとの書簡は、「道路整備計画」に約63億円を、ホンジュラスとの書簡は、「水力発電増強計画」に160億円を、それぞれ限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、書簡交換の日は、フィリピン、ミャンマー及びカメルーンが26日、ホンジュラスが25日であり、それまで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、山口大臣。

○山口国務大臣：消費者基本計画について申し上げます。本件は、消費者基本法第9条に基づき、政府が長期的に講ずべき消費者政策の大綱として、平成27年度から31年度までを対象期間とする「消費者基本計画」を決定するものです。消費者委員会をはじめ、幅広い意見を聴取した上で、消費者政策会議で案を策定したもので

す。

この基本計画では、「消費者を取り巻く環境の変化と課題」を整理し、その中で、経済の好循環の実現における消費者政策の役割について、消費者の安全・安心の確保が、消費の安定的な増加とそれによる持続的な経済成長に寄与するものであることを記載しております。

また、取り組むべき施策については、「安全の確保」、「表示の充実」など、6つの項目に大きく整理し、取組の考え方と施策を記載しております。

主要施策の中には、事故情報の収集強化、高齢者等の地域での「見守りネットワーク」の構築、企業の消費者志向経営の促進など、その推進に当たり、各省庁の連携が必要なものが多くございます。

さらに、今回の基本計画では、別に「工程表」を作成し、それに沿って施策の着実な推進と実施状況の効果的な検証・評価を行うこととしております。

消費者担当大臣として、本計画の推進に全力を挙げて取り組んでまいる所存です。閣僚各位におかれましても、それぞれの所掌において、関係省庁との連携を強化しつつ、本計画に沿って関係施策を着実に推進していただくようお願い申し上げます。

○菅国務大臣：次に、法務大臣。

○上川国務大臣：無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の平成26年中の施行状況について御報告いたします。

公安調査庁長官においては、警察庁長官の意見を聴いた上、平成26年12月1日、公安審査委員会に対し、オウム真理教に対する5回目の観察処分の期間更新請求を行い、同委員会において本年1月23日、右期間の更新が決定されました。

また、公安調査庁では、平成26年中にオウム真理教から4回の定期報告を徴するとともに、教団施設延べ54箇所に対して立入検査を行うなど、観察処分を適正かつ厳格に実施いたしました。これらの結果については、延べ44の関係地方公共

団体に対して情報提供しております。

破壊活動防止法による団体規制については、平成26年中、公安調査庁長官において、破壊的団体につき規制処分の請求手続をとったものはありませんでした。

○菅国務大臣：次に、国家公安委員会委員長。

○山谷国務大臣：法務大臣から御発言がありました無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告に関連し、警察の対応状況を御説明いたします。

警察においては、オウム真理教の実態を明らかにするため、必要な情報を収集するとともに、その組織的な違法行為に対する厳正な取締りを推進しております。

また、教団施設周辺の住民の不安を払拭し、トラブルの発生を防止するため、教団施設周辺におけるパトロール等を実施するとともに、公安調査官による立入検査に際し、立入先周辺の警戒警備を実施しております。

警察においては、引き続き、関係機関と緊密に連携してオウム真理教の実態の解明に努め、組織的な違法行為の厳正な取締りと必要な警戒警備を推進してまいります。

○菅国務大臣：次に、総務大臣。

○高市国務大臣：独立行政法人統計センター理事長戸谷好秀は3月31日付けで任期満了となります、その後任に大学共同利用機関法人情報・システム研究機構統計数理研究所副所長椿広計を4月1日付けで任命いたしたいので、御了解願います。

○菅国務大臣：次に、財務大臣。

○麻生国務大臣：3月31日に任期満了となる独立行政法人酒類総合研究所及び独立行政法人造幣局の理事長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。

○菅国務大臣：次に、文部科学大臣。

○下村国務大臣：国立研究開発法人理化学研究所及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の理事長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。

○菅国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○塩崎国務大臣：国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所及び年金積立金管理運用独立行政法人の理事長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。

○菅国務大臣：次に、農林水産大臣。

○林国務大臣：独立行政法人農林水産消費安全技術センター及び国立研究開発法人森林総合研究所の理事長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。

○菅国務大臣：次に、経済産業大臣。

○宮沢国務大臣：独立行政法人経済産業研究所をはじめ5独立行政法人の理事長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。

○菅国務大臣：次に、国土交通大臣。

○太田国務大臣：独立行政法人交通安全環境研究所外6法人の長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

◎一般案件

- 資料あり ○ 遺棄化学兵器問題に関する基本方針について
(決定) (内閣官房・内閣府本府)
〃 ○ 消費者基本計画について (決定) (消費者庁)
〃 ○ 「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の
退職金について」の一部改正について (決定)
(総務省・内閣官房)
〃 ○ 政策評価に関する基本方針の一部変更について
(決定) (総務省)
〃 ○ 平成26年度一般会計予備費使用について
(決定) (財務省)

◎国会提出案件

- 資料あり ○ 平成27年特定独立行政法人の常勤職員数に関する
報告について (決定) (総務省)
〃 ○ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する
法律の施行状況に関する報告について (決定)
(法務省・警察庁)
〃 ☆ 平成26年団体規制状況の年次報告について
(決定) (法務省)

- 資料あり ○ 1. 衆議院議員井坂信彦 (維新) 提出大臣規範の
パーティの開催自粛事項に関する質問に対する
答弁書について (決定) (内閣官房)
1. 衆議院議員・坂誠二 (民主) 提出閣議決定
「国の存立を全うし、国民を守るための切れ
目のない安全保障法制の整備について」に関する
質問に対する答弁書について (決定)
(同上)

1. 参議院議員小西洋之（民主）提出憲法前文の平和的生存権に係る文言の趣旨に関する質問に対する答弁書について（決定）（内閣官房）
1. 参議院議員小西洋之（民主）提出憲法前文と憲法の各条文の解釈の関係に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 参議院議員小西洋之（民主）提出7・1閣議決定における内閣法制局設置法上の意見事務の実態等に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員長妻昭（民主）提出安倍内閣の所得格差に対する認識に関する質問に対する答弁書について（決定）（内閣府本府）
1. 参議院議員浜田和幸（次代）提出政治資金規正法第22条の3に関する質問に対する答弁書について（決定）（総務省）
1. 衆議院議員長妻昭（民主）提出安倍内閣の先の大戦に対する認識に関する質問に対する答弁書について（決定）（外務省）
1. 参議院議員小西洋之（民主）提出日米安全保障条約と集団的自衛権行使との関係に関する質問に対する答弁書について（決定）
（同上）
1. 参議院議員小見山幸治（民主）提出限定正社員の働き方と正社員との格差に関する質問に対する答弁書について（決定）
（厚生労働省）
1. 衆議院議員井坂信彦（維新）提出二次的著作物に関する質問に対する答弁書について（決定）（経済産業省）
1. 衆議院議員本村賢太郎（民主）提出地熱発電の促進に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）

1. 衆議院議員中島克仁（民主）提出リニア中央新幹線建設における空港との接続に関する質問に対する答弁書について（決定）
 　　（国土交通省）
1. 衆議院議員長妻昭（民主）提出福島第一原発の事故原因に関する質問に対する答弁書について（決定）
 　　（原子力規制委員会）
1. 参議院議員小西洋之（民主）提出安倍内閣における「専守防衛」の定義に関する質問に対する答弁書について（決定）
 　　（防衛省）

◎法律案

- 資料あり ○ 地域再生法の一部を改正する法律案（決定）
 　　（内閣官房）
- 〃 ○ 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律案（決定）
 　　（内閣官房・内閣府本府・総務省）
- 〃 ○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（決定）
 　　（内閣府本府）
- 〃 ○ 金融商品取引法の一部を改正する法律案（決定）
 　　（金融庁）
- 〃 ○ 矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案（決定）
 　　（法務省）
- 〃 ○ 総合法律支援法の一部を改正する法律案（決定）
 　　（法務・財務省）
- 〃 ○ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律案（決定）
 　　（国土交通・経済産業省）
- 〃 ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案（決定）
 　　（環境省・内閣府本府・総務省）

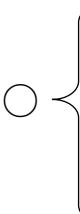
◎政 令

- 資料 あ
り
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（決定）（内閣官房）
 - 〃 ○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
 - 〃 ○国家公務員退職手当法の一部を改正する法律附則第2条に規定する政令で定める日を定める政令（決定）（内閣官房・財務省）
 - 〃 ○警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（警察庁・財務省）
 - 〃 ○証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（法務・財務省）
 - 〃 ○海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（国土交通・財務省）
 - 〃 ○警察庁組織令の一部を改正する政令（決定）（警察庁）
 - 〃 ○消費者庁組織令の一部を改正する政令（決定）（消費者庁）
 - 〃 ○経済産業省組織令の一部を改正する政令（決定）（経済産業省）
 - 〃 ○防衛省組織令の一部を改正する政令（決定）（防衛省）
 - 〃 ○特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（消費者庁・経済産業省）
 - 〃 ○総務省組織令及び政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部を改正する政令（決定）（総務省）
 - 〃 ○独立行政法人評価制度委員会令（決定）（同上）
 - 〃 ○住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）

- 資料り ○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律
　　施行令の一部を改正する政令（決定）（総務省）
- 〃 ○司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の
　　一部を改正する政令（決定）（法務・財務省）
- 〃 ○国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する
　　政令（決定）（財務省）
- 〃 ○地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正す
　　る政令（決定）（総務省）
- 〃 ○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部
　　を改正する政令（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改
　　正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す
　　るための法律施行令の一部を改正する政令
　　（決定）（厚生労働・財務省）
- 〃 ○平成27年度における高齢者の医療の確保に関する
　　法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る
　　率及び割合を定める政令（決定）（同上）
- 〃 ○政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年
　　金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う
　　関係政令の整備に関する政令（決定）
　　（厚生労働省）
- 〃 ○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及
　　び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行
　　に関する政令の一部を改正する政令（決定）
　　（経済産業・財務省）
- 〃 ○小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業
　　基本法等の一部を改正する等の法律の一部の施行
　　に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令
　　（決定）（同上）
- 〃 ○北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に
　　関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
　　（国土交通・財務省）

- 資料あり ○ 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（決定）（国土交通省・金融庁・財務省）
- 〃 ○ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（環境・財務・経済産業省）
- 〃 ○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（防衛省・内閣官房・財務省）

◎人 事

- 資料あり ○ 特命全権大使佐藤正晴外 6 名を願に依り免ずることについて（決定）
- 〃 ○ 財務官山崎達雄外 1 名に米州開発銀行総務会第 5 6 回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理等を命ずることについて（決定）
- 〃 ○ 原田 泰を日本銀行政策委員会審議委員に任命することについて（決定）
- 〃 ○  1. 各府省幹部職員の任免につき, 内閣の承認を得ること
2. 防衛施設中央審議会委員の任命につき, 内閣の承認を得ることについて（決定）
- 〃 ☆ 四島 司外 1 4 8 名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

- ☆会計検査院法第 30 条の 3 の規定に基づく報告書（内閣官房）
- ☆月例経済報告（内閣府本府）

[○署名あり ☆署名なし]

資料あり

◎一般案件

1. 円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換
1. 円借款の供与に関する日本国政府とミャンマ一連邦共和国政府との間の書簡の交換
1. 円借款の供与に関する日本国政府とカメルーン共和国政府との間の書簡の交換
1. 円借款の供与に関する日本国政府とホンジュラス共和国政府との間の書簡の交換
について（決定） (外務省)

〔○署名あり ☆署名なし〕